内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会 第44回議事録

内閣府消費者庁消費者教育 · 地方協力課

第44回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会 議事次第

日時:平成27年3月19日(木)13:28~14:07

場所:消費者庁 62会議室

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - (1) 中期計画の変更について
- 3. 閉 会

〇升田分科会長 それでは、定刻前ではありますけれども、全員おそろいですので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会第44回国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、事務局から本日の配付資料につきまして御説明をお願いいたします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 それでは、本日の配付資料について 御説明させていただきます。

まず、議事次第の下に資料1「国民生活センター中期計画の変更について(案)」が1枚紙でございます。

資料2といたしまして「独立行政法人国民生活センターの中期計画変更 新旧対照表」 がございます。

最後に参考といたしまして、先日御議論いただきました「独立行政法人国民生活センター中期目標」が変更されましたので、そちらを参考資料としてつけさせていただいております。

お配りしている資料は以上でございます。過不足等がございましたらお申しつけください。

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、また御確認の上、不足がございましたらお願いいたします。

早速ではございますけれども、議題に入らせていただきます。

ただいま御説明がありました中期計画の変更案についてですけれども、独立行政法人通則法第30条におきまして、法人は、主務大臣から中期目標の指示を受けたときは、同目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされております。また、主務大臣は中期計画の認可に当たり、あらかじめ、評価委員会の意見を聞かなければならないともされております。この意見の聴取につきまして、親委員会の審議事項となっておりますけれども、中期目標と同様、まずは分科会において説明を受け、審議した結果を親委員会に報告する形にいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、国民生活センターのほうから説明をお願いいたします。

○国民生活センター西総務部長 それでは、御説明させていただきます。

まず、資料1「国民生活センター中期計画の変更について(案)」でございます。

「中期計画の趣旨」としましては、先ほど中期目標が主務大臣から指示されるということで、参考でつけております先般御審議いただきました中期目標が、3月4日付で主務大臣のほうから指示がございました。これに基づきまして、今回御議論いただく中期計画の変更をセンターのほうで作成したところでございます。この後、計画に基づきまして、これが認められれば、毎年度具体的な取り組みを定めた年度計画を作成の上、主務大臣に届け出ることを予定しております。

「現行の中期計画」でございますけれども、中期目標と同様、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を対象としているところでございます。

今回御説明させていただきます「主な変更内容」です。基本的に中期目標の変更と同内容でございますけれども、特に相模原研修施設の活用につきましては、中期目標で設定した稼働率の数値目標を達成するための具体的方策及び各コースの参加人員等個別の数値目標を追記しているところでございます。

後ほど御説明いたしますけれども、5点、従来の研修数よりも多く実施すること、研修対象者を拡大させること、センター主催の事業者向け研修についてケーススタディなど実務に役立つ研修を充実させること、建物管理、一般利用者への施設貸し出し等の広報・宣伝活動を行うこと、最後は、研修の対象となる関係機関等に幅広く周知し研修参加を促すことと環境整備を図るということを盛り込んだところでございます。

続きまして、個別具体的なところを資料2に基づきまして御説明させていただきます。 変更点のところを御説明させていただきます。

まず3ページでございます。右側に現行、左側が変更案になっております。現行のところでは「相模原事務所について、研修施設の活用方法等を含め、同事務所の在り方について検討する」ということでございました。相模原事務所については、引き続き活用することが閣議決定されて活用という方向になりまして、中期目標もそのとおりになりましたので、変更案といたしましては「相模原事務所について、研修施設を再開し、一定水準の稼働率の確保を目指すため、以下の措置を講ずる」ということで、ここの部分につきましては、目標に記載された文言を入れているとともに、先ほど御説明したとおり個別具体的なものを入れているということです。

まず1つ目「研修においては、『消費者教育推進のための研修』に新たなコースを追加することや、企業職員研修を充実させること等により、以下のとおり、相模原事務所研修施設で実施するコース数を研修施設閉鎖以前過去5年間の最大実績(23コース)より多く実施する」ということで、27・28・29年度の今中期計画残り3年間のコース数、人員を盛り込んだところでございます。この数値につきましては、相模原再開に当たりまして検討いたしました懇談会における数値を記載しているところでございます。

2つ目「一般利用者への施設貸し出しを増やすため、高等学校・大学等の教育機関の他、 近隣の地方公共団体や独立行政法人、消費者志向経営に関する取組を行っている業界団体 等を対象に周知や広報などを実施する」ということで、従来の地方公共団体、それから、 相談員以外の施設利用者を増やしていくという取り組みを書いたところでございます。

3つ目が「多くの受講対象者が研修に参加できる方策を検討するため、利用者に対するアンケート調査等を行う。この調査結果に基づき、開催日程を調整するなど利用者の利便性向上を図ることとする」ということで、アンケート調査等を行いまして、質のところを調べて生かしていこうという趣旨でございます。

続きまして「従来実施してきた建物管理について民間委託をさらに拡大するため、管理

人業務や夜間警備業務について検討を進め、必要に応じ一般競争入札を実施する」という ことで、効率性というところを踏まえて書き入れたところです。

4ページ、②は東京事務所について従来記載しておりまして、東京事務所については移転し、国庫納付ということで前回の計画にはなっておりましたけれども、引き続き東京事務所を活用するということになりましたので、ここの部分は中期目標と同様に、独法改革に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、東京事務所については、引き続き同事務所において業務を実施するとされたことにより、国庫納付は行わず引き続き活用するとしております。

右側で③、相模原事務所の在り方につきましては、中期目標と同様に削除という形をとっております。

続きまして「(6)自己収入の拡大・経費の節減」でございます。ここのところは、新たに相模原施設のほうで宿泊料を徴収いたしますので「出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、設備維持コスト変動等状況が変化する都度」、要するに、算定しました経費は変動要素がありますので、その都度検証して適正かどうかについて確認していくということを盛り込んだところでございます。

4ページ目の(1)の「①PIO-NETの刷新」です。現行のところはPIO-NET刷新につきましては「平成27年3月末」としておりますのを、「平成27年度までに」ということで中期目標と同様の記載にしたところでございます。

5ページ目、変更案の中ほどにあります「PIO-NETの利用承認」ということで、この文言については中期目標と同様でございまして、事項を移動させたということで変更となります。④、⑤につきましては、③を追加したことに伴います番号のずれで修正しております。

7ページ目、現計画において(3)①の一番下の「イ.『消費者ホットライン』を活用した地方支援」でございます。来年度から新たにお昼の消費生活相談というものを恒常的に実施することになりますので、イの表題に「消費者ホットライン等を活用した地方支援」ということで「等」を入れておりますのと、「平日バックアップ相談及びお昼の消費生活相談を実施し、あっせんを積極的に行う」ということで、中期目標と同様の記載をしたところでございます。

続きまして、8ページ目の上から2つ目のポツで新規に「消費者ホットラインの三桁化に伴う消費生活相談の増加に対して適切な対応を行う」ということで、目標と同様の文言を入れたところでございます。

同じく新設でございます「越境消費者トラブルに関する苦情相談」としまして、「平成27年度から、地方公共団体の相談窓口の支援の一環として、相談対応を適切に行う」ということで、目標と同様の文言を入れております。

「(4)裁判外紛争解決手続の適切な実施」は、従来1つでございましたけれども、中期目標と同様2つの事項を立てております。したがいまして、①は「裁判外紛争解決手続の

適切な実施」としまして、従来の文言に事項を立てたということ。新設いたしましたのが「消費者裁判手続特例法への対応」ということで、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の附則第6条を踏まえ、同法律の施行前事案に関する請求に係る金銭の支払義務に関し、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる」としておりまして、中期目標と同様の文言を入れたところでございます。

飛んで、10ページ目の「(7) 研修の充実」でございます。従来は「地方公共団体職員・消費生活相談員向けの研修への重点化」ということでございましたけれども、来年度からこれら以外も視野に入れたところもありまして「教育研修事業の充実強化」という事項に変えて、中身を、まず「①教育研修事業の充実強化」で、1つ目が「従来から実施している消費者行政職員研修、消費生活相談員研修のコース数を増やす」、量を増やします。続きまして「『消費者教育推進のための研修』について、地域における消費者教育推進を支援するため、研修対象者を社会福祉関係者、学校教育関係者、消費者教育の担い手等にも拡大し、高齢者の見守りや地域の消費者教育を推進する担い手を育成するため、『見守りのための消費者教育講座』を実施する」ということで、対象者を増やしますということを記載しております。

同じく対象者ということになりますけれども、11ページ目の一番上で「消費者問題の解決を目的として構築される地域ネットワークの担い手を養成するため、『消費生活サポーター研修』を実施する」としております。

もう一つ「『企業職員研修』については、コース数を追加する。コース内容についても、 実務に役立つものとするため、食品表示の一元化制度等の消費者関連法令の解説や、ケー ススタディ等を消費者庁と協力して実施する」としたところでございます。

下に保有資産の具体的数値を入れておりますけれども、同様に、教育研修事業における 事業の27・28・29年度のコース数及び予定人員を記載したところでございます。

表の下でございます。「上記研修においては、研修の対象となる関係機関等に幅広く周知 し、研修への参加を促す」。

もう一つが「研修参加申し込み受付システムを導入するなどによって、受講希望者の研 修申し込みが容易になるような環境整備を図る」ということで、周知を図ることと利便性 を高めるといったことを記載したところでございます。

11ページ目の一番下で「消費者行政に関する国家公務員向け研修の実施について検討を 行う」ということで、これは従来、別のところにございましたので、整理をしたところで ございます。

12ページ、一番上の赤字のところで「企業・消費者向けの教育・研修事業について市場 化テストを実施する」、これも現行、既に事項がありますけれども、整理して移動しており ます。

右側の「国家公務員向け研修の実施」は、先ほどのところに移したので削除となっております。

その下も現行既にあるところを移動しておりますけれども、「都道府県における巡回訪問事業の支援」ということで、従来中期計画に書いてあった事項をそのまま移動したということでございます。

12ページの一番下、右側の「市場化テストの実施」とありますけれども、これも同じページの上から2つ目のところに事項を移動しておりますので、変更案では削除という記載をしております。

15ページ、一番上の右側にあります「(11) 地方公共団体に対する支援」ということで「巡回訪問」と「PIO-NETの追加配備」が従来ございましたけれども、先ほど御説明しましたとおり事項を移動しておりますので、変更案では削除という整理でございます。

15ページ目の一番下で「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画」ということでございます。従来は、東京事務所について検討して国庫納付するとしておりましたけれども、先ほど御説明しましたが、引き続き使うということになりましたので「不要財産等の処分に関する計画の見込みはない」ということで、不要財産はなくなっているということにしております。

続きまして、18ページ、中期計画予算につきましては、平成27年度、先ほど御説明しましたとおり、越境消費者トラブル、教育研修事業の強化ということで、当該事業に係る経費を予算のほうで査定いただいております。予算はまだ決定しておりませんけれども、そういう状況でございますので、業務経費、一般管理費、それら事業を実施するための人件費が予算措置される予定でございますので、それを想定しました27・28・29年度の数字を見直しまして、中期計画予算、5年間の数字を修正したところでございます。

19ページ目は、中期計画予算を立てるに当たりまして、仮定計算する場合の根拠数字を示すことが決められております。したがいまして、もう既に25・26・27という数字は確定した数字になっておりますので、その確定数値を入れているというところの修正でございます。

20ページ、中期計画予算を変更しますと、当然のことながら収支計画が変わりますので、その関係で、それぞれ変更いたします業務経費、一般管理費、人件費を変えたという形になっております。

21ページの資金計画も同様でございます。今回変更した部分につきましては、全て業務活動による支出ということになりますので、ここの部分の修正。あと、研修宿泊が始まりまして、宿泊料、受講料収入の増が見込まれるということで、自己収入のところを変更したという内容になっております。

非常に簡単ではございますけれども、以上でございます。

○升田分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○唯根委員 2点確認というか、前回のときに伺い損ねてしまったので、申しわけありません。

資料2の5ページのPIO-NETの刷新についてなのですけれども、ここを読ませていただきますと、今度新しくなる、これからあと3年ということではなく、今回のところは5年間と見てよろしいのですね。

- ○国民生活センター西総務部長 ここは残り3年間です。
- ○唯根委員 そうすると、新しくなるのが27年度ということで、ことしの12月までの間に 入るということですか。
- ○国民生活センター西総務部長 予定では、ことしの10月に更新する予定になっております。
- ○唯根委員 そうしますと、実際に使い出して2年はまだあると思うのですが、その間に使い勝手や何かで修正とか、そういうものについては。逆引き辞書なども検討されるという新しい取り組みが書かれているのですが、今回新しくなったものについての見直しというか、修正というのでしょうか。そういうことまでここで読み取っていいかどうかを伺いたかったのですが。
- ○国民生活センター西総務部長 PIO-NETの刷新につきましても、中期計画に書いていなくても、前回PIO-NET2010に切りかえたときも、切りかえ後、さまざまな御意見をいただいて修正等というのは実行上している部分もありますので、そういったものは当然のことながら、書いていないからやらないということではございません。
- ○唯根委員 書いてなくて大丈夫ですか。
- ○国民生活センター西総務部長 大丈夫です。
- ○唯根委員 それから、8ページの「②個人情報に関する苦情相談」なのですけれども、 今、個人情報保護法の改正というか動きが出てきていると思うのですが、この辺について は、改正法に絡めてここの部分がまた変わるとかいう可能性はありますでしょうか。その 仕組みや何かも変わる可能性があると思われますが。
- ○国民生活センター松本理事長 個人情報保護法が改正されても、消費者取引に関連して 個人情報に関する苦情相談が寄せられた場合に対応するという点は変更ありません。
- ○唯根委員 わかりました。そこだけ確認です。 ありがとうございました。
- 〇升田分科会長 ほかにいかがでしょうか。せっかくですから、少人数でもありますし、 最後ですので。

どうぞ。

○瀧澤委員 たしか前回欠席してしまいまして、私の質問は無駄な質問になるかと思うのですけれども、今回の主な修正の中で気になりましたのは、東京事務所の件とPIO-NETのずれ込みの件、あと予算ですね。大きく3つあるかなと感じたのですけれども、中期目標の変更に伴って計画が変わるというルールはわかるのですが、そもそも中期目標が変わった

ことの合理的な理由というのは、どういうことでしたでしょうか。

○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 中期目標は消費者庁のほうで変更しておりますので。

東京事務所につきましては国庫納付する予定だったのですけれども、移転先の土地が国 庫納付されることを前提にした国庫納付だったのですが、そちらのほうが白紙になったと いうことを踏まえて当面移転する計画はなくなったということで、中期目標も中期計画も 国庫納付の部分を削除したということでございます。

- ○瀧澤委員 もともと移動する計画そのものがなくなったということですか。
- ○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 そうです。
- ○国民生活センター松本理事長 もうちょっと厳密に言いますと、我々の事務所と品川税務署は一部建物が一緒になっているというちょっと複雑な構造でありまして、品川税務署のほうが移転計画を持っておりました。品川税務署だけが移転するわけにはいかないので、品川税務署が移転する場合は我々もそこを明け渡すということだったわけですが、品川税務署の移転計画が白紙に戻ったということがございまして、閣議決定の内容そのものが書きかえられたということでございます。
- ○瀧澤委員 わかりました。
- ○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 PIO-NETにつきましては、27年4月に 刷新するという予定でスケジュールを組んでいたのですが、その間に入札や仕様書にどう いう機能を盛り込んでいくかとか、そういったところで若干スケジュールのずれが発生い たしまして、現在、構築作業を進めているところなのですけれども、今のところ27年10月 から稼働できそうな見込みとなりましたので、ここの部分は27年度までに刷新を行うということに変更しております。
- ○瀧澤委員 それは誰もが納得できる理由でしょうか。
- ○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 刷新するに当たって幾つか最適化計画というものをつくりまして、それに基づいて刷新作業をやっているのですけれども、最適化計画に書いてある要素を仕様書に盛り込んでいくために、やや作業のスケジュールにずれが発生したということです。
- ○瀧澤委員 そのために追加の予算が必要になったりとか、そういうことはないわけですか。
- ○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 そういうことではないのですけれど も。
- ○瀧澤委員 それはもう仕方がないということで了承されたということですか。
- ○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 スケジュールがどうしても遅れてしまったものですから、そこは中期目標もそれに合わせて変えさせてもらったということです。
- ○瀧澤委員 わかりました。

- 〇升田分科会長 予算の点は。
- ○瀧澤委員 ここは合計額しかないので、何が変わったのかなと思いまして。
- ○国民生活センター西総務部長 合計額で私どもの支出のほうの業務経費、一般管理費、 人件費ということでございますが、業務経費につきましては、先ほど説明した越境消費者 トラブルを今回の計画に新規に盛り込みましたけれども、それに対応していくということ。 それから、相模原の施設再開に伴いまして、コース数を23コースから多く上げたと。それ に伴って当然お金が必要になりますので、その部分について27年度の予算要求を行いまし て、査定では、今、認められているという方向ですので、その数値を織り込んで再計算し たと。

一般管理費につきましては、宿泊施設を再開して使っていただくということは、当然、 ランニングコストが発生いたします。ベッドメイクですとか清掃といったコストが発生い たしますので、その部分で自己収入と一般管理費のところに同額を積んだということにし ております。

- ○瀧澤委員 同額が入っているのですか。
- ○国民生活センター西総務部長 あと若干、自己収入は研修コースが増えることによって 受講料も増えるということになりますので、受講料と宿泊料が入っています。宿泊料の合 計額と一般管理費の合計額は一致しています。要は、入ったものはそのままコストとして 出ていくという前提のもとで数値を入れたところでございます。

人件費につきましては、越境消費者トラブル対応等によりまして、人件費の増員ということで4名分の予算約2,500万円。それから、平成26年度の人事院勧告でプラス改定が久しぶりにございました。その部分につきまして27年度からの影響額を見ていただきましたので、その部分について加算したということで、それぞれ加算した部分につきまして、27・28・29の3年間分を上乗せした数字になっています。

- ○瀧澤委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○升田分科会長 長岡委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど御説明がありましたとおり、具体的な数値目標が出ている上に、量も質もというお話でしたけれども、これは現実的な目標数値だというぐあいにお聞きしてよろしいでしょうか。

- ○国民生活センター西総務部長 現実的に目指すという。
- ○升田分科会長 数字が出ていると、やはりそこは相当の営業努力も必要かなと思うので すけれども、その点の御覚悟はいかがなのでしょうか。
- ○国民生活センター松本理事長 もちろん、再開ということで、消費者庁の懇談会におきましても、こういう数字を出してやっていきますということを言っているわけでございますから、中期計画にも盛り込まれた以上はきちんと実現を目指して最大限努力したいと思っております。
- ○升田分科会長 参加者も相当数予定されておりますので、やはりそういったところの諸

活動もなかなか大変かなと思うわけですけれども、今までの事業のほかにこれだけおやりになるということで、今までのほうも効率化だけではなくて充実を図られると伺っています。そうすると多方面にわたって相当な御努力が必要かと思うのですけれども、理事長、その辺はいかがでしょうか。

○国民生活センター松本理事長 大変だ大変だと言っているだけでは全く前進しませんの で、与えられた人員と資源を使って最大限努力したいと思っております。そのために、既 に関係団体等に協力をお願いに行ったりということもしております。

〇升田分科会長 多分、理事長も日ごろからおっしゃっていると思うのですけれども、国民生活センターの持てる原資といいますか、財産がありますから、やはりそれを使っていただくのが国民にとっては一番いいと思うのですけれども、何しろ悪徳商法とかいろいろな悪いことをする人のほうが一歩先を行っているという社会の実情があって、なかなか後追いですと大変かと思うのです。しかし、そういう人の一歩前を進むというのも何かと思うのですが、やはりタイムリーにというお考えもおありだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国民生活センター松本理事長 御指摘のとおりで、実は今ごろちょうど品川のセンターのほうでマスコミの皆様に集まってもらって記者公表をやっておりまして、かなりタイムリーな情報を出しております。昨日は消費者庁と共同で、ジェルボールという洗剤。洗濯用の洗剤ですが、溶けやすい袋の中に入っていて、カラフルな形の丸とか四角とか、それを1つ洗濯機の中にぽんと放り込めば、カップではかったりしなくていいというものがかなりはやってきているのですけれども、赤ちゃんなどがぐっと握ったり、水にぬれていると。

○国民生活センター宗林理事 よだれとかがちょっと垂れた状態だと、ちょうどお豆腐をつかむのと同じぐらいで破れてしまう。例えば、口の中でちょっとかむと、水がついていますから、当然、水の中で溶けなくてはいけないものなわけですけれども、かなり小さな力でじわじわっと中に入って、かんだときには出てきてしまう。それから、ぬれた手でちょっとさわったりするとジェルボール同士がくっついてしまって、次にあけるときにぴゅっとはねて目に入るとか、今、日本の中では150件ぐらいの事故情報があるねというのを

- ○国民生活センター松本理事長 それをきのう消費者庁と一緒に発表しましたら、各紙が 一斉に取り上げていただきまして。
- ○唯根委員 けさのテレビニュースでも見ました。
- ○国民生活センター松本理事長 やっていましたね。
- ○升田分科会長 何か不要な商品のようにも。
- ○国民生活センター松本理事長 やはり、分量をはからなくて、ぽんと入れてスイッチを 入れればいいというのは、それなりに便利なものらしいです。
- ○升田分科会長 いろいろなことがあって、新しい事態に対処されるのは大変かと思いま

す。従前、やはり相模原と東京事務所の問題がなかなか不安定な状況で大変だったかとは 思うのですけれども、一応の決着を見ていますから、ぜひそれを踏まえて御活躍いただき たいと思うのですが、特にほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょ うか。

それでは、特段修正なしということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、特段修正すべき点はないという御意見をいただいたと思いますので、当分科会としましては了承したいと考えておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

以上で本日予定されておりました議題は全て終了いたしました。

なお、独立行政法人通則法の改正に伴いまして、内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会は本年度をもって廃止されるということになります。したがいまして、 本日が最終回となりますけれども、事務局のほうで何かございますでしょうか。

○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 本日をもって分科会が終了となりますので、国民生活センターと消費者庁から一言御挨拶申し上げたいと思います。

それでは、理事長、よろしくお願いします。

○国民生活センター松本理事長 第44回ということで非常に長期間にわたりまして国民生活センターに対する評価、御指導、御鞭撻をいただきましたことにつきまして、厚く感謝申し上げます。これで当分科会は終了するということのようですけれども、今後ともさまざまな形で先生方の御意見を承りたいと思っています。

センターといたしましても、4月1日から、独立行政法人通則法の改正に伴いまして、中期目標管理法人というタイプの法人に移行いたします。ただ、そんなにがらっと変わるわけではございませんが、大きく変わるのは、役員の責任が明記されるとか監事の職務の比重が大変重くなるといった、一言で言えば組織の役員のガバナンスをもっと明確にして実効性を高めようという形の改正が行われます。我々もそれに合わせまして、内部の規則とか業務方法書の改正作業を進めているところでございます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課和智永課長補佐 当方の消費者教育・地方協力課長の 植田から御挨拶申し上げる予定だったのですが、先ほど急遽政務案件が入りまして、恐縮 ですが、課長の代理といたしまして私が御挨拶を代読させていただきます。

内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会委員の皆様におきましては、国 民生活センターの業務実績の評価等について、これまで貴重な御意見をいただきまして、 まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、円滑な分科会運営、各議題 の検討を行うことができました。

既に御案内のとおりですが、来年度からは新たな独法制度が始まります。独立行政法人評価委員会制度は廃止となりますが、独立行政法人の業績評価については、今後は主務大臣が行うこととなります。現在、当庁におきましても、来年度からの国民生活センターの

評価体制を検討しているところでございますが、評価に当たっては客観性を担保するという必要もございますので、来年度以降も有識者の方々の知見をいただきたいと考えておりまして、来年度以降の評価の体制に関しては御相談を申し上げることがあるかと存じております。引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○升田分科会長 どうも本当にありがとうございました。

本来この辺で「蛍の光」でも流れるべきところかもしれませんけれども、きょう御参集いただきました委員の先生方の今後の御活躍と、国民生活センター、長い歴史を持っておられますとともに多くの知見を持っておられますので、ぜひそれをもとに御活躍いただきますよう念願しております。

最後になりますけれども、皆様方に本当に御協力いただきまして、ありがとうございま した。

本日はこれにて終了いたします。